

一般事業主行動計画

社員がその能力を發揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成22年12月1日～平成25年11月30日までの3年間
2. 内容

目標1：平成24年2月までに、小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 平成23年3月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 平成24年2月～ 制度の導入、社内広報誌などによる社員への周知

目標2：平成23年2月までに、子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入する。

<対策>

- 平成23年1月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成23年度～ 制度の導入、管理職研修及び社内広報誌などによる社員への周知

目標3：平成25年11月までに、従業員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間540時間未満とする。

<対策>

- 平成23年7月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 平成24年1月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を 回実施
- 平成25年1月～ 朝礼等による社員への周知
- 平成25年8月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施

目標4：年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 平成 22 年 2 月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 平成 22 年 3 月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 2 回行う
- 平成 22 年 3 月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 平成 22 年 3 月～ 朝礼などでキャンペーンを行う

目標 5：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

< 対策 >

- 平成 22 年 2 月～ 社内調査による実態把握
- 平成 23 年度～ 研修の実施

目標 6：子どもの出生時における育児休業の取得を促進する。

< 対策 >

- 平成 22 年 2 月～ 制度内容等について朝礼などにより社員に周知

目標 7：小学校入学前までの子を持つ労働者の短時間勤務制度を導入する。

< 対策 >

- 平成 22 年 2 月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 平成 22 年 8 月～ 制度導入
- 平成 22 年 8 月～ 説明会による社員への短時間勤務制度の周知

目標 8：若者のインターンシップの受け入れを行う。

< 対策 >

- 平成 22 年 2 月～ 受け入れ体制について検討開始
- 平成 22 年 8 月～ 受け入れを行う部署への説明及び体制作り
- 平成 22 年 8 月～ 関係行政機関、学校との連携
- 平成 23 年 2 月～ 社員への周知及び市区町村広報誌などによる取組の周知
- 平成 23 年 2 月～ インターンシップの受け入れ開始